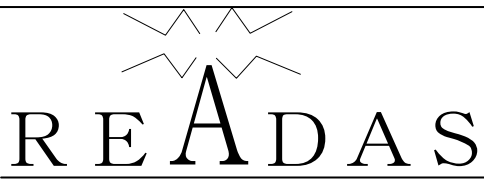


第 5597 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 11月 22日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 納税猶予制度の活用

Q：税金を納めるお金がありませんが、何か良い方法はありませんか？

A：納税猶予制度というものがあります。

【解説】

国税を一時に納付できないときは、納税猶予制度を利用すると1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。納税猶予を受ける場合の要件は、次のとおりです。

- ① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
 - A. 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
 - B. 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - C. 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - D. 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
 - E. 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
 - F. 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までに提出）
- ④ 原則として、担保の提供があること

